別記様式第九中「第65条の13第６項」を「第65条の13第５項」に、「平成」を「令和」に改める。
別記様式第十中「平成」を「令和」に改める。
別記様式第十一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条第二項第一号

二　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）第二条第二項第一号

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。